

電波監理審議会 有効利用評価部会（第42回） 議事録

1 日時

令和7年2月21日（金） 15：00～16：00

2 場所

Web会議による開催

3 出席者（敬称略）

(1) 電波監理審議会委員

林 秀弥（部会長）、笹瀬 巖（部会長代理）

(2) 電波監理審議会特別委員

池永 全志、石山 和志、眞田 幸俊、中野 美由紀、
若林 亜理砂

(3) 事務局

吉田 恭子（総合通信基盤局総務課長）

宮良 理菜（総合通信基盤局総務課課長補佐）（幹事）

目 次

1. 開	会		1
2. 議	事		
	(1)	令和6年度携帯電話及び全国BWAに係る電波の有効利用の程度 の評価結果(案)に対する意見募集の結果.....	1
	(2)	有効利用評価方針の改定(案)	10
3. 閉	会		27

開 会

○林部会長 それでは、定刻となっておりますので、ただいまから電波監理審議会有効利用評価部会の第４２回会合を開催いたします。本日も先生方、お忙しいところお集まりくださいまして、誠にありがとうございます。本日の部会はWEBによる開催とさせていただきました。

本日は、電波監理審議会会長の笹瀬委員と私、両名が出席しておりますので、電波監理審議会令第３条に基づく定足数を満たしております。

それでは、早速でございますが、議事次第に従いまして議事を進めてまいります。

議 事

（１）令和６年度携帯電話及び全国ＢＷＡに係る電波の有効利用の程度の評価結果（案）に対する意見募集の結果

○林部会長 議事の（１）令和６年度携帯電話及び全国ＢＷＡに係る電波の有効利用の程度の評価結果（案）に対する意見募集の結果について、検討を行いたいと思います。

本評価結果（案）については、１月１０日の電波監理審議会において審議を行いまして、１月１１日から２月１０日までの間、意見募集を実施したところでございます。意見募集に対し、提出された意見、また、意見に対する電波監理審議会としての考え方の案につきまして事務局において御説明をお願いしたいと存じますので、よろしくお願いいたします。

○宮良幹事 事務局でございます。それでは、資料４２－１に基づきまして、御説明申し上げます。

評価結果（案）に対しまして提出された意見の件数は、計１１件、内訳といたしましては、法人７件、個人４件でございました。表のほうに提出された意見及び電波監理審議会の考え方（案）をまとめてございますが、全体といたしましては、評価結果（案）の修正を要する意見はなかったと考えてございます。ナンバーにつきましては、１から２０までございます。本日はポイントを絞って順に御説明申し上げます。

ナンバー１のＮＴＴドコモ、ナンバー２のソフトバンク及びＷＣＰからの御意見は、評価に当たってのヒアリングなどへの賛同意見のほか、今後も電波の有効利用に努めるといった御意見でございました。これらについての考え方（案）はいずれも賛同意見として承るとともに、「電波のさらなる有効利用に向けた引き続きの取組を期待します」としてございます。

２ページ目を御覧ください。定量評価に関する御意見でございます。ナンバー３、ＮＴＴドコモの御意見でございます。前段につきましては、通信品質を確保することを大前提にスリープ制御を導入している旨、後段につきましては、お客様の需要は常に一定でないため、スリープ制御の高度化を図り、カーボンニュートラル等の社会課題解決に向けた施策を強化していくと、そういった御意見でございます。考え方（案）でございますが、「基地局のスリープ制御については、社会課題解決に資する取組として理解いたします」としてございます。一方でとして、電波の有効利用の観点からは、評価結果（案）の各論部分を括弧書きで記載してございますけれども、「割り当てられた周波数の最大限の活用に向け、引き続き努力すべき」としてございまして、「電波のさらなる有効利用に向けた引き続きの取組を期待します」としております。

続いて、ナンバー４、ＵＱからの御意見です。全体につきましては、割り当

てられた周波数帯の最大限の活用に努める旨、後段につきましては、一方といたしまして、KDDIグループとして、トラヒックを効率的に処理する対応を行っていくことから、個々の周波数帯の通信量はユーザーの利用状況等に応じて増減が発生し得るといった御意見です。考え方（案）でございますが、前段は賛同意見として承っております、後段につきましては、次年度以降の調査結果、通信量が前年度より減少している場合には、当該の要因の確認を行った上で評価を行ってまいるとしてございます。

続いて、ナンバー5につきましては、楽天モバイルからの御意見でございます。御意見の内容は3.7GHz帯に係るものでございまして、開設計画に基づき、基盤展開を進めてきたが、認定の満了後は、需要に応じて都市部などの高トラヒックエリアを優先し敷設を進めていきたい旨、次のページでございますが、3.7GHz帯は衛星事業者との干渉調整が必要な周波数帯であり、既に一部地域では干渉調整条件の緩和が行われないうえ、単純に基地局を増やすことができない状況であることから、有効利用評価においてもこうした事情を考慮いただきたいとの御意見でございます。考え方（案）でございますが、本案中の今後の検討課題の記載のとおり、Sub6帯においては基盤展開率に基づく評価を実施しているが、将来的にはカバー率に基づく評価が望ましく、この評価基準を見直す時期や干渉条件も加味した評価基準も含めて継続的に検討を行っていくこと、また、一部地域において衛星との干渉調整が必要であることは承知しており、当該条件を踏まえつつ、さらなる有効利用に向けた取組を期待するといった案としてございます。

ナンバー6、こちら楽天モバイルからの御意見でございます。2.8GHz帯の定量評価の部分です。御意見ですが、この度、2.8GHz帯の実績評価において、東北の1県においてトラヒックが発生しない日が存在し、該当の評価をいただいた。当社は、ミリ波の基地局数を他社に比べ多く設置しているが、

5 G 基盤展開率を向上させるため、需要の少ないエリアにも全国均一に設置する方針によって、トラヒックが発生しにくいエリアが生じやすくなっている。また、ミリ波対応端末が十分普及していない、さらに他社に比べて契約者数が少ないなどの要因が重なって、今回の評価につながったと考えている旨。今後は、といたしまして、ミリ波のユースケース創出に向け、P O C、いわゆる概念実証などの取組を通じて、課題の解決に努めていくといった御意見でございます。考え方（案）といたしましては、御意見にある課題を踏まえつつ、ミリ波のユースケース創出等の取組を通じたさらなる有効利用を期待としてございます。

ナンバー 7 からは定量評価に関する御意見です。ナンバー 7、J T O W E R からの御意見の前段は、インフラシェアリングの調査において、本年度から屋外、屋内別などの内訳が記載された点について、令和 7 年度以降も継続することが適切といった御意見。後段につきましては、携帯電話事業者ごとの基地局のレンジが大きいことから、定性評価に当たっては電波監理審議会の考察があってもよいのではとの御意見です。この御意見、事業者によってインフラシェアリングの対応基地局数に多寡があるといったようなことから基地局数が多い、少ないことの考察があってもいいのではといった御意見と考えております。

考え方の案でございますが、前段の調査項目に関する御意見については、総務省において参考にさせていただきたいと考えるとともに、当審議会としても継続することが適切と考えるところでございます。後段につきましては、定性評価においては、有効利用評価方針に基づきまして、インフラシェアリングの実績や新技術の導入等に基づく評価を行っており、基地局数の多寡に基づく評価は、適切な基準値の設定が困難と考えられるため評価基準としていない旨、ただ、いただいた御意見については、今後の評価に当たっての参考とさせていただくとしてございます。

続いてナンバー 8、UQからの御意見です。MVNOにつきまして、スマートフォンの定額大容量サービスの展開などにより、ルーター利用者がスマートフォンに移行するなどして競争が激化している状況も踏まえつつ、今後も継続してMVNOサービスの掘り起こしに取り組むといった御意見です。考え方(案)につきましては、賛同意見として承るとともに、今後、多数のMVNOへの提供に向けた積極的な取組を期待するとしてございます。

ナンバー 9からは、今後の検討課題に関する御意見です。

ナンバー 9、ソフトバンク及びWCPからは全般的な御意見といたしまして、以下の観点を考慮しつつ、評価基準の継続的な見直しを行うことが重要といたしまして、例えば1ポツ目、開設指針等との整合性などが挙げられております。また、今後の検討課題の評価基準の設定等についても、これらの観点を踏まえた検討が有益といった御意見でございます。考え方(案)でございますが、評価方針の改定案の検討の参考とするとともに、評価の在り方は、いただいた御意見等を踏まえ、適時適切に検討を行ってまいるとしてございます。

続いて、ナンバー 10、NTTドコモからは3G移行計画に係る評価に関する御意見です。前段につきましては、計画作成時に予期できない社会環境等の変化が起こり得ることから、計画が柔軟に見直しできる等を希望するという点、後段につきましては、3G帯域については、本年度から同帯域を利用する4G、5G合算値による調査と評価が行われたが、非地上系ネットワークでの2GHz帯の活用検討状況を踏まえた評価方法の適時適切な見直しが必要と考えるといった御意見です。

考え方(案)でございますが、前段は予期できない社会環境等の変化が起こり、計画変更の必要が生じた際には、利用状況調査において変更した移行計画の報告をいただきたいと考えるとしてございます。後段につきましては、こちらにも本案の今後の検討課題のうち、NTNの評価の部分におきまして、衛星ダ

ダイレクト通信のサービス動向やHAPSの導入に向けた検討状況等を確認しつつ、評価の在り方を検討していくこととしてございますので、3G帯域におけるNTN導入に向けた検討状況も含めて、確認を行った上で評価の在り方を検討してまいるとしてございます。

続いて、ナンバー11、KDDIからの御意見です。3G移行計画に係る評価方針の改定の検討については事業者の意見も踏まえてほしいというような御意見でございます。考え方（案）はいただいた御意見も参考にしつつ、適切に対応するとしてございます。

続いて、ナンバー12、13はNTNの評価に関する御意見です。

ナンバー12、NTTドコモからは、地上系のカバー率と同等に評価することについては、ポツの1つ目、NTNは地上系のエリアを補完するようなことも想定されていることから、同等に評価した場合、人口カバー率が極小となるといったような御意見、また、次のポツ、GEO、LEO、HAPS、いわゆる静止、非静止衛星、成層圏プラットフォームの種別に応じた活用方法は検討段階であるため、サービスが十分に普及したら評価を検討することが望ましい、こういった御意見でございます。考え方（案）でございますが、こちらは本案に記載のとおり、検討状況を確認しつつ評価の在り方を検討してまいるとしてございます。

ナンバー13、KDDIからは、同社では、衛星ダイレクト通信を令和7年春頃から本格提供を予定しており、地上系のサービスの違いから衛星ダイレクト通信の調査の項目は事業者の意見を踏まえて策定してほしいとの御意見でございます。考え方（案）でございますが、こちら、本案におきまして、総務省に対して地上系とは別に調査結果の報告を求めており、総務省において参考としていただきたいとしてございます。

続いて、ナンバー14、KDDIからSub6帯に係る評価に対する御意見

です。２段落目でございますが、各社ごとに周波数活用方針等の考え方が異なることから、評価に係る見直しを実施する際には、各社の考え方を十分に御勘案いただいた上で慎重な議論を希望するというような御意見です。考え方(案)につきましては、いただいた意見も参考に、本案に記載のとおり、評価基準を見直す時期など、継続的に検討を行ってまいるとしてございます。

続いて、ナンバー１５、ＪＴＯＷＥＲからの御意見でございますが、インフラシェアリングに係る定性評価につきまして、屋内において競争環境が働かないことによる影響については、競争環境につながる具体的な検討の着手を総務省内の担当課と連携し行うことが必要といった御意見でございます。考え方(案)につきましては、先ほどと同様、評価基準を示すとともに、いただいた競争環境の確保に関する御意見については、総務省において今後の施策の参考としていただきたいとしてございます。

ナンバー１６でございます。ドコモのほうから調査項目の簡素化に関する御意見でありまして、こちら、考え方(案)は、総務省において今後の参考にさせていただきたいとしてございます。

続いて、ナンバー１７の個人の方の御意見でございますが、端的にはパケ詰まり現象が多発していると、特に地方での課題が顕著といった御意見でありまして、次のページでございますが、真ん中上のところに要望といったような形で、タイトル部分ですが、通信インフラの強化ですとか地方での回線増強、パケ詰まりに関する原因究明と透明性の向上をとといったような御意見でございます。前のページへ戻りますが、考え方(案)でございます。こちら、通信品質に関する御意見につきましては、本案の今後の検討課題の①に記載のとおり、総務省に対しまして、通信品質の測定に係る課題抽出などを求めており、その調査結果も踏まえ、必要な検討を行っていく予定ですとしてございます。

８ページ目でございます。ナンバー１８につきましては、電波の安全性に関

する御意見のため、考え方（案）は本意見の対象外としてございます。

続いて、ナンバー１９、御意見の内容は、企業に求められる倫理的責任に関してということで、認知症の家族の方の携帯電話の解約の手続に関する御意見のため、考え方（案）につきましては、本意見募集の対象外ですが、総務省において今後の施策の参考としていただきたいと考えますとしてございます。

最後のナンバー２０でございます。こちらの御意見につきましては、２８GHz帯のトラヒックの量が少ない、評価基準である基盤展開率について、次のページでございますけれども、これを満たすために田舎の山の中にも少しぽつんとミリ波のエリアがあるのではないかとといったような御意見でございます。考え方（案）につきましては、本案の定量評価の総論部分を記載してございまして、通信量が前年度を下回った要因は、ミリ波帯対応端末の普及状況等から通信量の絶対量が少なく、ユーザーの使われ方に左右されたためであり、各事業者は開設計画に沿って、主に基盤展開のための基地局設置を着実に進めてきたと評価されるが、ミリ波の活用が期待されるトラヒックが集中するエリア等への基地局の展開も積極的に推進するべきと考えるところとしてございます。また、評価の在り方については、適時適切に検討を行ってまいるとしてございます。

説明は以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○林部会長 事務局、宮良様、御説明ありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明に関しまして、御質問、御意見等を承りたいと存じます。恐縮ではございますが、私から順番にお伺いさせていただければと思います。まず、笹瀬部会長代理、お願いできますでしょうか。

○笹瀬代理 非常に分かりやすく説明していただきまして、どうもありがとうございます。考え方（案）と対応について、これでいいと思います。特にコメントございません。

○林部会長 ありがとうございます。御賛同の意見と賜りました。

それでは、池永特別委員、お願いできますでしょうか。

○池永特別委員 御説明ありがとうございました。私もこの内容で問題ないと思います。ありがとうございます。

○林部会長 ありがとうございます。これも御賛同の意見と承りました。

石山特別委員、お願いできますでしょうか。

○石山特別委員 考え方、電波管理審議会の考え方（案）につきまして、適切に答えられていると思います。特に私からは意見はございません。以上です。

○林部会長 ありがとうございます。これも御賛同の意見と承りました。

眞田特別委員、御意見を承れますでしょうか。

○眞田特別委員 私もこの内容に賛成します。特に意見はございません。

○林部会長 ありがとうございます。御賛同の意見と承りました。

中野特別委員、御意見を承れますでしょうか。

○中野特別委員 中野です。私もおまとめいただき、どうもありがとうございます。きちんと丁寧に答えられていてこれで十分だと思います。以上です。

○林部会長 ありがとうございます。御賛同の意見と承りました。

若林特別委員、御意見を承れますでしょうか。

○若林特別委員 御説明ありがとうございました。私も内容に賛成いたします。

○林部会長 ありがとうございます。御賛同の意見と承りました。

そして、私も本案に賛同いたします。

先生方、貴重な御意見賜りまして、ありがとうございます。全ての委員、特別委員の先生方から御賛同の意見を賜りましたので、そのように決したいと存じます。もし追加で後日修正等の御意見がございますれば、お手数ですが、事務局までメールにてお寄せいただければと思います。どうもありがとうございました。

それでは、本議事の意見募集の結果については、3月期の電波監理審議会に

において、当部会から報告を行いたいと存じます。

なお、電波監理審議会への報告に当たりまして、私の任期が今月末で満了となりますため、最終的には笹瀬部会長代理に御一任をいただきたいと存じますが、よろしゅうございましょうか。

○笹瀬代理 了解いたしました。

○林部会長 お願い申し上げます。

○笹瀬代理 よろしく申し上げます。

○林部会長 どうもありがとうございます。それでは、そのようにさせていただければと思います。

(2) 有効利用評価方針の改定（案）

○林部会長 それでは、議事の（2）の有効利用評価方針の改定（案）に移ります。本件につきましても、まずは事務局より資料の御説明をお願いしたいと存じます。よろしくお願いいたします。

○宮良幹事 事務局でございます。それでは、御説明申し上げます。資料につきましては、42-3及び一部42-4も御紹介して御説明申し上げたいと思います。

資料42-3、表紙をめくりまして、2ページ目でございます。表に先ほどの評価結果案の今後の検討課題の一覧をまとめてございます。今回は、項目に網かけしてございますけれども、項目2の新たな割当て周波数帯である4.9GHz帯に係る評価、また、項目の3、3G移行計画に係る評価、この2項目につきまして、表の下の方に矢印にて記載してございますけれども、それぞれ①、②といたしまして、有効利用評価方針の改定案について本資料で検討を行うものでございます。

次の３ページ目から、①の４．９ＧＨｚ帯に係る評価でございまして、４ページを御覧いただければと思います。このスライドにつきましては、検討課題そのものでございますけれども、図の右下、昨年１２月に割り当てられました４．９ＧＨｚ帯の評価に係る改定案でございます。なお、認定期間は１６年でございます。

次の５ページ目を御覧ください。改定案の全般的な考え方を表でお示ししております。こちら、認定の有効期間中、１６年間の有効期間中の評価につきましては、有効利用評価方針では、別紙３の実績評価、及び別紙４の進捗評価に係る部分でございますが、表の水色部分が実績評価、緑の部分が進捗評価でございます。それぞれ赤字部分が４．９ＧＨｚ帯の評価基準の項目となります。

まず、水色の実績評価におきましては、先ほどのパブコメの御意見におきまして、ソフトバンクのほうから開設指針等との整合性の観点を踏まえた検討といったような御意見もございましたが、４．９ＧＨｚ帯の開設指針におきましては、下から３行目になりますけれども、４．９ＧＨｚ帯の展開率、これが開設指針として定められ、これに対する開設計画値がございますので、４．９ＧＨｚ帯展開率を含めて、開設計画値との比較に基づく評価としてございます。下側の技術導入状況のほか、総合的な評価は、評価項目に基づく総合評価としていたるところでございます。

続いて、緑の部分、進捗評価でございますけれども、４．９ＧＨｚ帯につきましては、基地局数のほか、他の周波数帯と同様、カバレッジの基本的な指標となります人口カバー率及び面積カバー率、また、４．９ＧＨｚ帯展開率について、技術導入状況も含めて前年度実績との比較に基づくような評価項目、これが全般になるかと考えてございます。

次の６ページ目でございます。こちらは改めてとなりますけれども、参考といたしまして、カバレッジに係る各指標の定義をお示ししているものでござい

ます。先ほどの4.9GHz帯展開率につきましては、右下の図になりますけれども、定義といたしましては、高トラヒックエリアの総メッシュ数に対する1kmメートルメッシュに基地局を整備したメッシュ数の割合といったような定義がございます。なお、高トラヒックエリアについては、日本地図がございすけれども、地図上、赤で示されたメッシュとなります。本展開率の総メッシュ数は1.3万メッシュ程度となっているところでございます。

次の7ページ目を御覧いただければと思います。このページにおきましては、実績評価に係る評価基準の改定案の全体を示してございます。下側の表の左側、赤色の部分が有効利用評価方針の改定案でございます。右側のオレンジの部分は現行の評価基準となっております。上側の枠にも記載してございますけれども、4.9GHz帯の開設計画に基づきまして、下側の表、改定案中、一番上の表、(1)小さくて恐縮ですが基地局の数ですとか、(2)4.9GHz帯の展開率によって、計画値に比べ、基地局をより多く置局、また、4.9GHz帯展開率をより多く拡大した場合に高く評価するような案としてございます。(3)の総合的な評価は、ほかの周波数帯と整合性を図り、現行と同様としてございます。

この点、(1)の基地局数におきまして、SからC評価の評価基準におきまして、S評価は計画値プラス3,000局などとしてございます。これはオレンジの現行と同様な基準でございます。また、(2)4.9GHz帯展開率のS評価はプラス5%超といった数値としておりますが、これはオレンジの現行における人口カバー率と同様な値としてございます。

これらにつきましては、次のページで基準値の考え方を御説明したいと思います。このページで、その下、技術導入状況がございすけれども、4.9GHz帯におきましては、5Gを導入予定でございすことから、5G導入周波数帯に適用している現行の(2)の基準を適用するとしてございます。一番下の

実績評価に係る全体としての総合的な評価についても、現行と同様な考えでございまして、SからBまでは開設計画の項目に基づく評価といたしまして、C評価につきましては、技術導入状況も含めて評価する、そのような基準としてございます。

次の8ページ目を御覧ください。まず、上側の(1)基地局数でございます。箱ひげにおきまして、これまでの過去の統計データから実績値と計画値の差分、の統計的なデータを示してございます。なお、昨年度の部会、第27回の部会においても同様な図をお示ししてございますが、昨年度は令和5年度までのデータを基としてございましたが、この図におきましては、加えて、令和6年度の調査分も反映したものとなります。値につきましては、昨年度から大きな変更はないといったような状況で、ほぼ同等といったような数値とはなってございます。考え方も昨年度と同様でございますが、基地局の整備能力、こういった観点から、S評価につきましては、統計上の第3四分位、75%程度の3,000局としております。いわゆる上位の25%の範囲内であれば、特に優れているとしてSとするといった考え方でございます。A評価につきましては中央値程度、Bにつきましては計画値以上、Cについては計画値未満としたような考え方で、こちらはこれまでと同様な考え方でございます。

続きまして、(2)4.9GHz帯展開率でございます。この率につきましては、4.9GHz帯開設指針において新たに定義されたものであるため、過去の統計データはないところでございますが、表には先ほどの定義を踏まえ、計画値プラスアルファのパーセンテージとする際に、どの程度のメッシュをカバーする必要があるのかといったようなところを示してございます。本評価基準においては、電波の有効利用のさらなる早期実現を期待し、計画値よりさらに拡大した場合に高い評価とするといった考え方を踏まえますと、S評価につきましては、例えばプラス10%した場合には、年度ごとに総メッシュ数の10分の

1のさらなるカバー率の拡大を求めることは過大ではないかとも考えられることから、人口カバー率等と同様なプラス5%を特に優れているS評価としてよいのではといったような考えでございます。また、A評価につきましても達成に向けた努力を促す観点からも、人口カバー率等と同等なプラス1%、こちらを優れているとしてよいと考えられるのではないかとといったような考え方でございます。

次の9ページ目を御覧ください。こちらは進捗評価に係る改定案でございます。赤色の部分、項目1、基地局の数、人口カバー率及び面積カバー率、また、4の技術導入状況につきましては、前年度実績値からの増分にかかるような基準でございまして、こちらはほかの周波数帯と整合性を図り、現行基準を適用するとしてございます。これに加えて、新たに項目3でございしますが、4.9GHz帯展開率について、前年度からの進捗に係る評価基準を追加するような案としてございます。

次の10ページ目を御覧ください。各基準値につきまして、こちら昨年度の第27回部会でお示しした統計データから令和6年度調査分を反映したものでございます。(1)の基地局の数、また、(2)下側、人口カバー率は、いずれも前年度実績値との差の統計データとなりますけれども、こちら先ほどの考え方と同様、上位25%となるような第三四分位程度をSといったような考え方、昨年と共通でございます。

次の11ページ目でございます。(3)面積カバー率については、こちら昨年と同じような考え方でございますが、S評価のプラス5%につきましては、統計上のデータは少し低くなっているところもございますけれども、デジタル田園都市国家インフラ整備計画において、非居住地域の整備目標の設定を行うことも考えまして、面積カバー率の拡大を期待するといったような観点で現行と同様としているものでございます。

続いて、その下、4.9GHz帯展開率につきましては、表は開設計画の絶対審査基準におきまして、認定から12年後までに80%以上の基準となつてございますので、その年間平均を求めますと、6.7%であるといったようなことも踏まえまして、こちらも他の基準値と同様となりますが、S評価をプラス5%超といったような基準とする案でございます。①の4.9GHz帯の評価については以上となります。

次の12ページ目から②3G移行計画に係る評価でございます。13ページ目を御覧ください。このページにおきましては、今後の検討課題を示してございます。本年度におきましては、3G移行計画自体について、定性的に評価を実施いただいたところでございますけれども、検討課題といたしましては、次年度以降、移行計画の実施状況に係る評価の検討でございます。移行計画自体につきましては、資料の真ん中、参考のほうに表が3つございますけれども、左から800MHzのKDDI、900MHz及び2GHz帯のソフトバンクの計画でございます。それぞれの表に移行する周波数帯の記載がございます。この帯域については、一番下の周波数の短冊を御覧いただければと思います。KDDIの800MHz帯につきましては、真ん中のオレンジ色の文字で3G移行計画の策定帯域（5MHz幅）と記載がございます。3Gで利用していた870から875MHzまでの5MHz幅について、どのように利用していくのかといったような今後の移行計画においては、KDDIの計画は4Gで利用し、令和10年度までにカバー率を80%以上にするといった計画でございました。

なお、KDDIにおきましては、下側の短冊、策定帯域の下側860から870MHzの10MHz幅を4Gで利用しております。移行計画におきましては、4Gの幅を10MHz幅から3Gの帯域を加えた15MHz幅に拡大する、そのような計画でソフトウェア更新、または現地工事によりまして拡大を行う

といったような計画でございました。

また、ソフトバンクにつきましては、短冊の灰色の部分になりますけれども、900MHz帯の5MHz幅、及び、下のほうの短冊、2GHz帯の5MHz幅を4Gで利用していくといったような計画でございまして、ソフトバンクにおきましても、900MHz帯、2GHz帯、共に既に4Gで利用している帯域がございますので、例えば右下の2GHz帯では2150から2165MHzの15MHz幅を、2170MHzまでの20MHz幅に拡大する、そういった計画でございます。

14ページ目を御覧ください。こちら改定案の全般でございます。移行計画に係る周波数帯につきましては、認定の有効期間が満了している、または認定にかからない周波数帯でございますので、有効利用評価方針におきますと、別紙1、別紙2になります。表の水色部分が別紙1の実績評価でございまして、緑色部分が別紙2の進捗評価でございますが、いずれも赤字部分でございますが、水色の実績評価においては、移行計画に係る基地局の数、人口カバー率及び面積カバー率について、計画比、計画値との比較に基づく評価と考えてございますが、1点、人口カバー率につきましては、実績値を踏まえた評価として、実績・計画比としてございます。また、緑色の進捗評価においては、既存と同様、前年度実績値からの比較に基づく評価としております。

なお、表中、通信量と技術導入状況につきましては、(注)としてございますけれども、先ほど周波数の短冊で少し御説明申し上げましたけれども、既に利用している基地局の幅を拡大する際に、帯域別に通信量ですとか導入技術を分離することが難しい。つまり、通信量については、例えば、15MHz幅の4Gの通信量を、事業者において10MHz幅分と5MHz幅分のそれぞれに分離してデータを取得することが難しい状況であるため、移行計画にかからない既存の周波数帯に合算して評価を行うとしてございます。

15 ページ目を御覧ください。実績評価の改定案でございます。下の表、左側の赤字の改定案が3G移行計画に係る評価基準を新設してございます。上側に考え方を記載してございますけれども、まず、原則といたしましては、3Gの利用を終了した周波数帯域に係る移行計画においては、当該計画値を達成することが責務、これは、D評価の考え方となります「最低限達成すべき目標」であるとして、正当な理由がない計画値未達はD評価、正当な理由がある計画値未達はC評価としてございます。こちらは計画値未達となった場合に、直ちにD評価とするようなものではなくて、正当な理由がある場合はC評価とし、それがない場合はD評価とする改定案でございます。この正当な理由につきましては、左側の表の下の方に赤字で注釈、文字で示してございますが、この点につきましては、次のページで御説明申し上げます。

項目1の部分、基地局の数でございますが、こちらは、原則的な考え方のほか、計画値に比べまして、基地局数をより多く設置した場合に高く評価する、そのような基準としてございまして、計画値以上となった場合はB評価以上としてございますけれども、S評価につきましては、特に優れているとして、先ほどの4.9GHz帯と同様、計画値プラス3,000局といったような基準としてございます。

項目2の人口カバー率は実績を重視し、実績値が現行基準を達成した場合は、現行基準と同じ評価としてございます。これは、右側の現行基準におきまして、人口カバー率上から2つ目の800MHz帯では、SS評価は人口カバー率の実績が100%、Sは95%以上と、こういった基準となっております。左側、移行計画におきましても、移行計画期間中に、実績として現行基準における実績値を達成した場合は同じ評価とするといったような案でございまして、SS評価を100%ですとか、Sを95%以上などとしてございます。

次に、項目3の面積カバー率につきましては、基地局数と同様でございまし

て、計画値に比べカバー率を拡大した場合に高く評価するような考え方として
ございます。

最後の項目４、総合的な評価については、現行基準と同様、人口カバー率を
重視いたしまして、ＳからＣにつきましては、人口カバー率に基づき評価、ま
た、基地局数等のいずれかの項目がＤ評価の場合は、総合評価をＤ評価として
ございます。

次の１６ページ目を御覧ください。正当な理由の考え方になります。上側の
点線枠でございますけれども、前のページの改定案中、基地局の数について再
掲をしているものでございますが、下の赤字部分が注釈でございます。この点
につきましては、資料４２－４、改定案の本体部分でございますけれども、こ
の１８ページ目を御覧いただければと思います。こちら、移行計画に係る周波
数帯として新たに項目を設けてございますけれども、この中で一番下の注釈部
分でございますが、赤字部分、内容といたしましては、計画値未満となった場
合において、その具体的な要因を確認した上で正当な理由と認められるかどう
かを判断するものとする、以下同じ、といった記載を設けております。

この点、先ほどの資料４２－３に戻りまして、１６ページ目でございますが、
赤字の注釈の考え方につきまして、資料下側に記載してございます。正当な理
由とは、天災・経済社会状況等の激変等の客観的、外部的な要因により、移行
計画に従って基地局の整備ができないことがやむを得ないと認められる場合が
考えられるとしてございますが、次年度以降、移行計画に係る調査結果の報告
において、計画値未満となった場合には、事業者ヒアリング等によりまして、
具体的な要因を確認した上で正当な理由と認められるかどうかを判断するもの
とするというような考え方としてございます。

１７ページを御覧いただければと思います。このページは各評価基準でござ
いますが、人口カバー率につきましては実績を重視しておりますので除いてお

り、ここでは基地局数と面積カバー率を示してございます。基地局数は、こちらは過去の統計データで、記載の内容は4.9GHz帯の基準と同様な考え方でございます。下側の面積カバー率でございますが、過去、面積カバー率は、開設計画に基づく絶対審査基準となったことがないため、計画値と実績値の比較といった過去のデータはございません。ただ、表の左側、3G移行計画の最終年度の面積カバー率と、幅を広げる前の同一周波数帯における既存の4G帯域の面積カバー率の比較を表に示してございます。表の左側でございますが、3G移行計画のいわゆる5年後の計画値で、例えば一番上の800MHz帯のKDDIでは24.0%となっておりますが、既存の4G帯域の実績ですと、10.65%となっております。3G移行計画の最終年度のほうが低いような計画値となっております。このため、電波の有効利用のさらなる早期実現を期待し、計画値よりさらに拡大した場合を高く評価し、その評価基準につきましては、こちらでも既存の人口カバー率等と同等程度がよいと考えられるといったような考え方としてございます。

次の18ページ目を御覧ください。このスライドで最後となりますけれども、進捗評価の改定案でございます。表の左側、改定案は基本的には現行基準を適用としてございまして、現行と同様、基地局数やカバー率の前年度実績値からの程度増加したかといったような現行基準を適用するものでございます。一番下の米印でございますけれども、基地局数等の考え方につきましては、4.9GHz帯の基準値の考え方と同様でございます。

説明が長くなりまして恐縮ですが、以上でございます。よろしくお願いいたします。

○林部会長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明に関しまして、御質問、御意見を頂戴したいと存じます。①と②の項目がございましたけれども、内容がかなり異なっており

ますので、項目ごとに区切りまして、それぞれ御質問、御意見をいただきたい
と思います。それでは、まず、3ページから11ページにかけての①、新たな
割当て周波数帯、4.9GHz帯の評価につきまして、御質問、御意見等を承れ
ばと存じます。これも恐縮ですが、順番に聞いてまいります。まず、笹瀬部会
長代理、いかがでしょうか。

○笹瀬代理 どうもありがとうございました。非常に的確な分かりやすい説明
ありがとうございます。4.9GHz帯に関しては展開率が入っていますが、こ
れはかなり妥当な値だと思いますので、私からはこのとおりで良いと思います。

非常に分かりやすく、適切だと思います。以上です。

○林部会長 ありがとうございます。賛同の言葉をいただきました。

池永特別委員、いかがでしょうか。

○池永特別委員 私からも、この案のとおりで問題ないと思います。特に内容
に関するコメント等もございません。ありがとうございます。

○林部会長 ありがとうございます。賛同の御意見いただきました。

石山特別委員、いかがでしょうか。

○石山特別委員 私もこの案で適切であると思います。特段の意見はございま
せん。

○林部会長 承知いたしました。賛同の意見と承りました。

眞田特別委員、いかがでしょうか。

○眞田特別委員 私も、この案に賛成します。特に意見はございません。

○林部会長 承知いたしました。賛同の意見と承りました。

中野特別委員、いかがでしょうか。

○中野特別委員 中野です。私もおまとめいただいた内容が非常に分かりやす
くて、大変よい内容だと思っております。賛同いたします。

○林部会長 ありがとうございます。これも賛同の言葉いただきました。

若林特別委員、いかがでしょうか。

○若林特別委員 御説明ありがとうございました。私も内容につきまして、適切だと思います。特に意見ございません。

○林部会長 ありがとうございます。賛同の意見をいただきました。

それでは、次の項目に移りたいと思います。次の項目は②の3Gの移行計画に係る評価でございますけれども、これは資料番号で申しますと12ページ目から最後のページまでとなりますけれども、これについても御意見等承ればと存じます。

笹瀬部会長代理、いかがでしょうか。

○笹瀬代理 どうもありがとうございます。この案で良いと思います。

ただ1点だけ、今回に関しては移行計画の評価で、KDDIとソフトバンクが対象になると思いますが、ソフトバンクとKDDIの場合は、下の13ページを見ると、かなり計画値が違いますよね。それに関しては、これでいいという理解を取っていますが、例えば、KDDIの800MHz帯の場合、面積カバー率も24%ぐらい、人口カバー率も80%ぐらいということで、ソフトバンクに比べるとかなり見劣りします。これは計画値だから仕方がないという理解でよろしいですよ。もともとの計画値が随分違うので、評価する場合には相対評価はできないと思います。今の御提案はいいと思いますが、この後、いずれドコモが計画を立てられると思いますが、その場合に、基準をどうするのかに関して考える必要があるのかもしれないので、お聞きしたいと思います。

以上です。

○林部会長 ありがとうございます。宮良様、いかがでしょうか、計画値の値に乖離が見られることについてです。

○宮良幹事 御指摘ありがとうございます。この点につきましては、資料42-2の、今回の評価結果案の本体、パブコメのバージョンと基本的に同じもの

でございますけれども、100ページをご覧いただければと思います。

本年度におきましては、移行計画事態の御評価をいただいたところで、KDDIの計画について同じような表の記載がございますけれども、御指摘のように、ソフトバンクと比べると少し計画の値が小さいといったようなことはあるかと思います。こちらにつきましては、現行の有効利用評価方針に基づきまして、下側のポツの一番上、表の下のポツでございますが、基本的には方針に基づき、3Gサービス終了時点から5年以内、令和8年度末までに人口カバー率を80%以上と、つまりD評価以上とするようなところが基本的な考え方になっておりまして、特段の事情がある場合はこれを考慮するとしてございます。

KDDIにつきましては、7年後ということで、少し遅い計画でございましたので、下から2つ目、しかしながらのポツでございますけれども、電波の有効利用の早期実現のため、毎年度、計画値以上のマイグレーションの実施に向け努力すべきといったような評価結果となっておりまして、この点、計画値が少し低いといったようなところにつきましては、来年度以降、毎年度、調査結果の報告があるかと思っておりますので、その際のヒアリングなどにおきましても、基本的には計画値以上のマイグレーションを期待し、その実績を見ていくといったような形になろうかと思っております。

こちらにつきましては、評価基準より、さらにもっと前倒しでというところは、もう一度議論が必要になるかと思いますが、基本的な考え方としては、5年以内の80%以上といった一定の基準もございまして、基本的にはこの基準の中で、ドコモについても移行計画の提出がございましたら確認いただくような形になろうかと思っております。ドコモの計画が出てきた段階で、もう少し頑張れないかといったようなところは、計画提出の際にドコモのほうにヒアリング等で確認していくと、そういったような考え方があろうかと考えているところでございます。

お答えになっているかというところはございますけれども、以上でございます。

○笹瀬代理 どうもありがとうございました。原則としては、計画が出てきたときの目標値に従って、それが特に大きく問題がなければ、それに従ってやるという理解でよろしいですね。人口カバー率が80%以上というのはアクセプタブルで、例えば令和10年や、5年後までに移行するというのが目的だと思いますが、それはドコモが出てきた場合も同様の条件で対応するという理解でよろしいですか。

○宮良幹事 事務局でございます。御理解のとおりでございます。

こちらにつきましては、有効利用評価方針におきまして、5年以内といった明記ございますので、この考え方に沿った形になろうかとは考えてございます。

以上でございます。

○笹瀬代理 分かりました。特にドコモは昔から移動通信を行っており、3Gのときに4G、5Gのことを考えてアップグレードできるようなシステムをつくったというわけではないと思います。2Gに変わったときはアナログからデジタルに変わりましたが、マルチメディア対応になっていないと思うので、2Gから3Gに上げるときは、まだ比較的何とかなっても、3Gから4Gに上げるときは、ソフトウェアの更新だけでは駄目で、相当大変だという気もします。なので、少し考える必要があるかと思いました。

以上です。結構です。どうもありがとうございます。

○林部会長 ありがとうございます。まさに下から2つ目のところ、計画値以上のマイグレーション実施に向けて努力すべきであるということが非常に各社にとっても重たいメッセージになっているかと思えますし、我々にとっても、KDDIに限らず、円滑なマイグレーションの実施に向けて努力しているかどうか、しっかりウオッチしていく必要があるということを改めて認識した次第

です。どうも笹瀬先生、ありがとうございました。

池永特別委員、いかがでしょうか。

○池永特別委員 今、笹瀬先生からの御質問とその回答で、今の内容も非常によく分かりました。ありがとうございました。それを踏まえて、今、いただいている内容で、これで私としては問題ないと思います。基本的には、計画値に対する絶対評価をしていくということですので、これも適切かと考えております。

以上です。

○林部会長 ありがとうございます。適切であると賛同いただきまして、ありがとうございます。

石山特別委員、いかがでしょうか。

○石山特別委員 今の議論も踏まえまして、私はこの内容で賛同いたします。よろしくお願いいたします。

○林部会長 ありがとうございます。賛同の御意見、頂戴いたしました。

眞田特別委員、いかがでしょうか。

○眞田特別委員 私もこの内容に賛成します。

1点だけ教えていただきたいのですが、資料4-2-4の22ページの、これは該当するところではないのかもしれませんが、別紙2の総合通信局、括弧以下の沖縄総合通信事務所が削除され、ほかは削除されていないにも関わらず、ここだけ削除されているのは、どういう理由だか教えていただけませんか。これに該当するものはないということなのでしょうか。

○宮良幹事 事務局でございます。失礼いたしました。詳細説明しておらず恐縮ですが、こちらは、最初に総合通信局といった言葉が出てくるときに括弧を開きまして、沖縄総合通信事務所を含む以下同じといったような記載を、従前は別紙2のほうで規定してございましたが、今回、3G移行計画におきまして、

別紙１のほうで、ページ数で言いますと、１８ページ目、１の電気通信業務用基地局の下２行目の後半あたりです。「ただし、総合通信局（沖縄通信事務所を含む以下同じ。）」としてございまして、先ほどの２２ページ目より前のほうに総合通信局といった言葉が出てきておりますので、規定の整備といったような形で、ご指摘のところは削除しまして、こちらで定義を開いているといったような形とさせていただいております。

○眞田特別委員 分かりました。１１ページの脚注には、以下同じと書いていないのですが、１８ページに「以下同じ」と書いてあるので、以下を同じにしたということですね。

○宮良幹事 はい。御指摘のとおりでございます。

○眞田特別委員 脚注なので、ここはここでクローズして閉じているという文法なのかとは思いましたが、全体として赤いところで、この部分の説明がなかったもので、何か実的に該当しないのかと思ったものですが、そういうことであれば承知しました。ありがとうございます。

○林部会長 よろしいですか、宮良様。

○宮良幹事 恐れ入ります。御認識のとおりでございますが、先ほど１１ページのご指摘がございましたけれども、１１ページにおきましては、「１の総合通信局（沖縄総合通信事務所を含む）」といったような形で定義を、下の脚注の初めのほうですけれども、これはメッシュのほうの定義となっておりますので、評価基準の定義として、最初に出てくるのが今回の改定後の１８ページ目ということで、２２ページ目からは削除させていただいているといったような状況でございます。

以上でございます。

○眞田特別委員 分かりました。それで納得しました。ありがとうございます。

○林部会長 眞田先生、非常に丁寧なところまで見ていただきまして、ありが

とうございます。こういう体裁の部分は、公用文書にとって非常に重要なところでございますので、ありがとうございました。そして、結果についても賛同いただくということで承りました。ありがとうございます。

中野特別委員、いかがでしょうか。

○中野特別委員 中野です。私も最初の笹瀬先生の御指摘の目標のカバー率のところの数字が上下しているので、KDDIもそうですが、ソフトバンクも900MHzと2GHzで数値が違っていて、この辺りは、計画値ではあるけれども、どうやって達成していくのか気になっていたところではありますが、御質問と回答を聞いて納得いたしましたので、この内容でおまとめいただくことに賛同いたします。

○林部会長 ありがとうございます。御賛同意見をいただきました。

若林特別委員、いかがでしょうか。

○若林特別委員 御説明ありがとうございました。私も内容につきまして、賛成いたします。特に16ページの正当な理由のところにつきましては、前回から何らかの例示をお願いしたいというようなお話を差し上げておりましたが、いろいろな場合が考えられると思いますので、具体的に様々な例示は難しいと思いますが、このような形で一文入れていただいたということで、相場感といえますか、どの程度のことが正当な理由と考えられるかということが分かりやすくなったと思いますのでよかったと思っております。

以上です。

○林部会長 ありがとうございます。16ページのところにつきましては、こういった形で判断基準の明確化が一定程度、図られたということは非常に私もよかったと思います。

私も結論的に①、②に賛同いたします。

先生方におかれましては活発な御議論をいただきまして、ありがとうございます。

ます。これにつきましても、①、②、共におおむね事務局案のとおりで御賛同いただいたところかと存じますので、そのように取り計らせていただきたいと思います。これも、もし追加で修正等の御意見ございましたら、後刻、事務局までメールにてお寄せいただければと思います。

本件の改定案につきましても、3月期の電波監理審議会において、当部会から報告を行いたいと思います。これも、電波監理審議会の報告に当たっては、最終的には笹瀬部会長代理に御一任をいただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。よろしゅうございますか。

○笹瀬代理 了解いたしました。よろしくをお願いします。

○林部会長 笹瀬先生、よろしくお願いいいたします。どうもありがとうございました。

最後に、全体を通して御意見等ございましたらいただければと思いますが、よろしゅうございますか。特にないようでございますので、もし何かございましたら、これも後日、事務局のほうにお寄せいただければと存じます。

それでは、以上で本議題も終了したいと存じます。

閉 会

○林部会長 以上で、本日予定していた議事は以上でございますけれども、最後に、事務局から事務連絡をお願いできればと思います。

○宮良幹事 事務局でございます。2点、御連絡申し上げます。

1点目、追加の修正等の御意見につきましては、来週2月28日金曜日までに事務局へメールを頂戴できますと幸いです。

2点目でございます。次回の部会につきましては、3月21日金曜日、15時からを予定してございます。

以上でございます。

○林部会長 それでは、本日の有効利用評価部会をこれにて閉会したいと存じます。皆様方、本日も活発な御議論を賜りまして、どうもありがとうございました。